

## やまなしトライアル発注商品等認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県（以下「県」という。）が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に規定する、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「新事業分野開拓者」という。）及びその者が生産する新商品又はその者が提供する新役務を認定する手続き等を定めることによって、県の機関が新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）を試験的に発注しやすくし、新商品等の市場への普及拡大を支援する。

(申請者の要件)

第2条 この制度による認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業であること
- (2) 山梨県内に主たる事務所を有すること
- (3) 県税に未納がないこと
- (4) 営業に関し必要な許可・認可・資格等を有していること
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前ア～オのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(対象となる新商品等の要件)

第3条 この制度において対象となる新商品等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。  
ただし、防災用以外の飲食料品、農水産物、医薬品、医薬部外品、化粧品、工事における工法又は技術は除く。

- (1) 県内事業所において自ら企画・開発し、販売元となる自社の製品（他社で生産された商品を仕入れて販売するものは対象外。）又は県内事業所において自ら企画・開発し、主たる部分を自ら提供する役務であること。
- (2) 新商品等の販売又は提供に関し必要な許可・認可・資格等を有しているもの。
- (3) JIS規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの。
- (4) 他者の知的財産権を侵害していないもの。
- (5) 県の機関での用途が見込まれるもの。

(申請)

第4条 この制度による認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（第1号様式）に、実施計画その他別に指定する書類を添えて県に提出するものとする。

(審査会の設置)

第5条 認定申請書、実施計画その他の書類を審査するため、やまなしトライアル発注商品等認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の設置、運営その他の事項は、別に定める。

(認定)

第6条 申請者から第4条の規定による申請書が提出されたときは、審査会による審査の結果を踏まえて、実施計画が次条に規定する審査基準のいずれにも適合すると確認したものについて、その新商品をやまなしトライアル発注商品等として認定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が第2条に規定する要件を満たさない又は申請者から提出された申請書の内容が、第3条に規定する要件又は次条の審査基準に該当しないと認められるものは、審査会による審査を経ずに不認定とすることができる。

3 県は第1項の規定に基づき認定を行ったときは、認定書（第2号様式）を交付する。

4 第1項又は第2項の規定に基づき不認定としたときは、県はその旨を通知するものとする。

(実施計画の審査基準)

第7条 実施計画の審査基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新商品等に新規性及び独創性があり、優れた使用価値を有していること
- (2) 新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること
- (3) 新商品等の生産又は提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること

- (4) 実施計画が公序良俗に反しないこと
- (5) 実施計画が関係法令に違反しないこと

(認定の効果)

第8条 第6条第1項により認定された新商品等（以下「認定新商品等」という。）は、やまなしトライアル発注商品等と称することができる。

2 認定新商品等の認定期間は、認定を受けた日から起算して3年を経過した日が属する年度の末日までとする。

3 認定を受けた新事業分野開拓者（以下「認定事業者」という。）は、認定新商品等について、県の機関から随意契約により試験的に発注を受けることができる。

4 第2項の期間経過後になお、認定新商品等に第1項の名称の使用を希望する場合は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、その旨の届出（第3号様式）に基づいて、認定を受けた日から起算して5年以内の期間を定めて使用を継続することができる。

- (1) 認定事業者が実施計画に従って事業を実施していないと認められるとき
- (2) 認定事業者に重大な法令違反その他の不正な行為があったと認められるとき
- (3) 認定事業者が偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき
- (4) 認定事業者が第2条に定める申請者の要件に適合しなくなったとき
- (5) 認定新商品等が第3条に定める新商品等の要件に適合しなくなったとき
- (6) 認定新商品等に起因する重大な事故が生じたとき
- (7) 県において新たな購入の見込みがないと認められるとき

5 第6条の規定による認定は、認定新商品等について、県がその品質を保証するものでなく、本条第2項に定める期間における県の購入を確約するものではない。

(実施計画の変更)

第9条 認定新商品等に関して、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、変更協議書（第4号様式）を提出し、その変更内容が前条の審査基準に該当することの確認を受けるものとする。

2 県は、前項の規定により変更内容が審査基準に適合しないと認められたときは、変更を承認せず、若しくは是正を求め、又は次条の措置その他必要な措置をとるものとする。

(認定の取消し)

第10条 県は、第8条第4項の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、第6条第1項の認定を取り消すことができるものとする。

2 県は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を当該認定事業者に通知するもの

とする。

- 3 第1項の規定による認定の取消しにより認定事業者に損失が生じた場合であっても、県に対してその損失の補償を請求することができない。

(認定後の事務等)

第11条 県は、認定新商品等の利用促進に資するため、認定新商品の名称及び概要、認定事業者その他必要な事項を公表するものとする。

- 2 県は、物品の調達にあたり、認定新商品等の品質、性能、数量、価格その他の条件が適合するときは、その優先的な調達に努めるものとする。
- 3 随意契約により認定新商品等を試験的に発注した県の機関は、使用開始から6月を経過したときは、すみやかにその有用性等について評価し、評価書（第5号様式）により成長産業推進課へ報告するものとする。
- 4 県は、前項の規定による評価の結果について、当該認定事業者に通知したうえで特別の理由がある場合を除き、公表するものとする。

(報告等)

第12条 県は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、実施計画の進捗状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(庶務)

第13条 この制度の実施に関する庶務は、産業労働部成長産業推進課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱第5条第3項の規定により認定書の交付を受けている者は、新要綱第5条第2項の規定により認定書の交付を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に、旧要綱第5条の規定により認定を受け、同条第3項に規定する期間を経過しないものについては、新要綱第5条第1項の規定により認定されたものとみなす。このとき、新要綱第7条第2項に規定する期間は、旧要綱第5条第3項に基づく有効期間の終了日の属する年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。